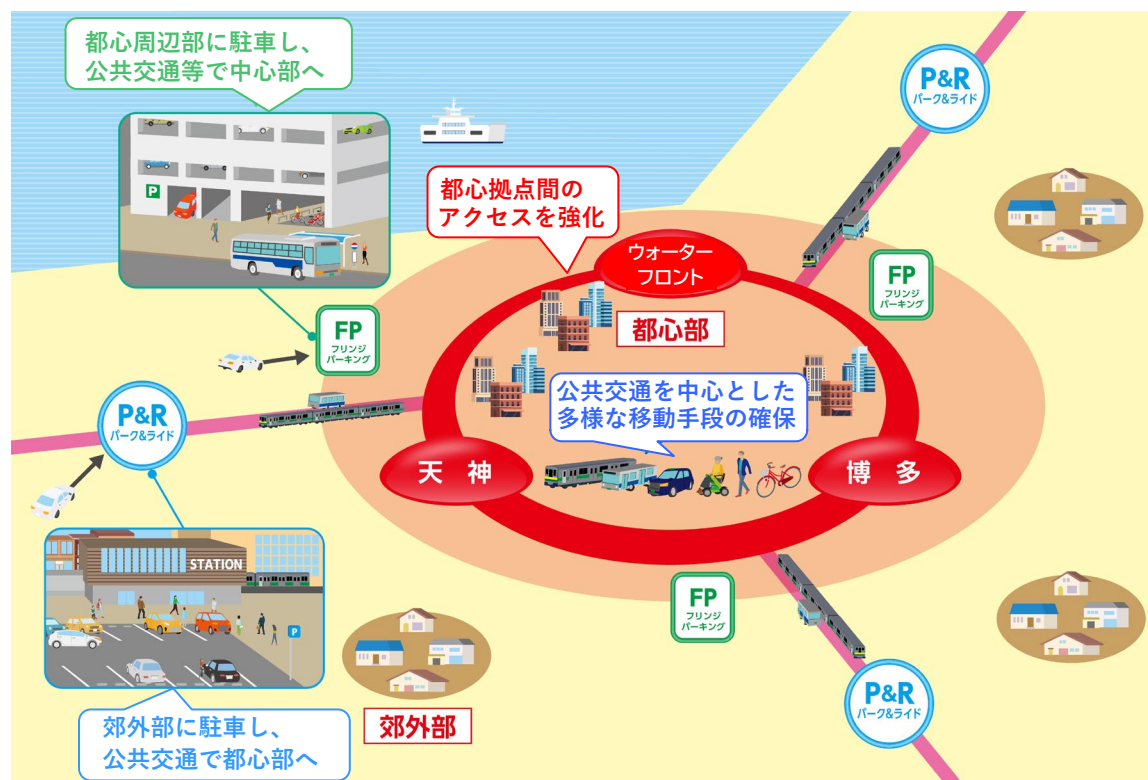


方針4 交流を支える都心部の交通環境づくり

- ◆ 都心部のまちづくりの進展とともに、交流人口の増加が見込まれることから、自動車流入の抑制等による道路交通混雑の緩和や、都心拠点間の公共交通の充実・強化を進めるなど、交流を支える都心部の交通環境づくりに取り組みます。

■ 都心拠点間のアクセス強化と自動車流入抑制のイメージ



【施策4-1】 自動車流入の抑制

フリンジパークイングの確保や附置義務駐車場条例の特例制度の運用等により、天神中心部などに集中する駐車需要を低減・分散させ、中心部への自動車流入の抑制を図ります。

[実施主体: 駐車場事業者、建物所有者、交通事業者、エリアマネジメント団体、福岡市]

《フリンジパークイングの利用促進》

駐車場利用料金の割引や片道乗車券の提供などをインセンティブとして、周辺駐車場への利用転換を促進します。

(前～後期: 継続)



《附置義務駐車場条例の特例制度の運用》

条例に基づき、公共交通利用促進措置による駐車台数の低減や隔地化を促進します。

(前～後期: 継続)

【施策4-2】 道路交通の円滑化

バス交通の円滑化やタクシーの適正利用の促進等により、都心部内の道路交通の円滑化を図ります。

[実施主体: 交通事業者、福岡市]

《バス交通の円滑化》

都心部におけるバス路線や乗り場等の見直しなどにより、バス交通の円滑化を図ります。

(前～後期:継続)

《タクシーの適正利用の促進》

都心部におけるタクシー乗り場や客待ち対策等について検討を行い、タクシーの適正利用の促進を図ります。

(前～後期:継続)

【施策4-3】 人を中心とした歩きたくなる回遊空間の創出

市民や来街者が安心して楽しく回遊できるよう、道路空間の再整備・高質化・利活用等に取り組めます。

[実施主体:エリアマネジメント団体、建物所有者、福岡市]

(前～後期:継続)

方針5 地域の実情に応じた生活交通の確保

- ◆ 高齢化の進展や地域の実情などを踏まえ、市民・交通事業者・行政が共働し、日常生活を支える持続可能な生活交通の確保を図ります。



【施策 5-1】 バス路線の休廃止に伴う公共交通空白地における代替交通の確保

バス路線の休廃止に伴い新たに公共交通空白地となる地域において、地域や交通事業者と共働して、地域の実情に応じた代替交通の確保に取り組めます。

[実施主体:地域、交通事業者、福岡市]

(前～後期:継続)

【施策 5-2】 公共交通が不便な地域における取組みへの支援の強化

公共交通が不便な地域において、地域の生活交通に関する取り組みに対する支援を強化し、地域や交通事業者と共働した取組みを進めます。

[実施主体:地域、交通事業者、福岡市]

(前～後期:実施・継続)

方針6 誰もが安全、安心な交通環境づくり

- ◆公共交通や道路のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが安全・安心に歩ける歩行空間の確保等を進めます。

【施策 6-1】公共交通のバリアフリー化の推進

交通事業者等と連携しながら、全ての利用者が安全・安心に利用できるよう、旅客施設や車両等のバリアフリー化を推進します。

[実施主体:交通事業者、福岡市]
(前～後期:継続)

【施策 6-2】自転車等の適正利用の促進

自転車をはじめ、近年利用が拡大しつつある電動キックボードなどの安全かつ適正な利用を促進します。

[実施主体:関係行政機関、福岡市]
(前～後期:継続)

方針7 災害に強い交通基盤づくり

- ◆災害時における応急対策に必要な物資輸送や救助活動を支え、市民の安全・安心を保つため、災害に強い交通基盤づくりを進めます。

【施策 7-1】橋梁等の耐震補強の推進

緊急輸送道路の橋梁等の耐震補強など、交通事業者と連携しながら、災害に強い交通基盤づくりに取り組みます。

[実施主体:交通事業者、福岡市]
(前～後期:継続)

方針8 環境にやさしい交通環境づくり

- ◆環境にやさしい公共交通や徒歩・自転車による移動を促進するなど、運輸部門からの温室効果ガス排出削減に向けた取組みを進めます。

【施策 8-1】公共交通や自動車の脱炭素化

連節バスや電動車の導入、鉄道車両等の省エネルギー化等、公共交通や自動車の脱炭素化に取り組みます。

[実施主体:交通事業者、福岡市]
(前～後期:継続)



(車両の軽量化や高効率モーターの採用)
地下鉄車両の省エネルギー化 (4000 系)



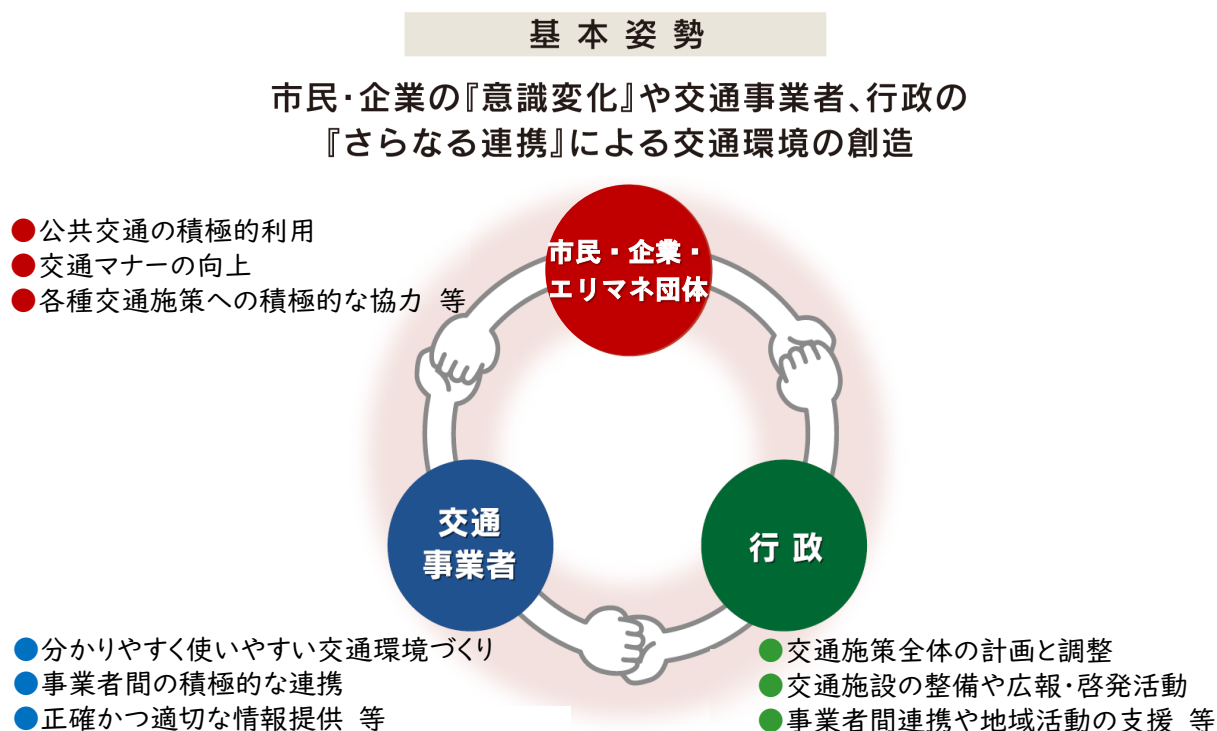
連節バス

5. 施策の推進

5-1. 施策の推進

関係者が連携して取り組む施策の推進については、その推進体制として、関係者からなる協議会（福岡市地域公共交通計画協議会）を設置し、施策の推進に向けた検討・調整を行うとともに、施策の実施状況や成果指標が望ましい方向に向かっているか等のフォローアップを行います。

■基本姿勢



<行政、交通事業者、市民・企業・エリマネジメント団体それぞれの役割>

【行政】

- ・地域の課題や利用者の視点を踏まえつつ、市民の理解を得ながら、幹線道路などの交通施設の整備や公共交通の利用促進に向けた広報・啓発など、ハード・ソフト両面から交通施策を推進する責務があります。
- ・また、社会経済情勢の変化を踏まえながら、関係者と連携を図り、交通施策全体の計画と調整や、地域の活動と事業者間の連携の支援、広報・啓発活動、周辺市町村等と連携した施策などに取り組むことが必要です。

【交通事業者】

- ・地域社会を支える重要な役割を担っているとの認識のもと、持続可能な総合交通体系の構築に向けて、利用者のニーズや社会的条件を十分に把握し、関係者と連携を図りながら、分かりやすく使いやすい交通環境づくりや正確かつ適切な情報提供等の、公共性の高い役割を担います。

【市民・企業・エリマネジメント団体】

- ・持続可能な総合交通体系の構築や快適な交通環境の創造に向けて、環境にやさしい公共交通機関の積極的利用や交通事業者や行政が行う各種交通施策への積極的な協力を行うとともに、過度な自動車利用の自粛、交通マナーの向上などに主体的に取り組むよう努めることが必要です。

